

平成28年第3回上峰町議会定例会会議録

平成28年9月9日 (金曜日) 本会議5日
 会期 8日間
 平成28年9月16日 (金曜日) 休 会3日

平成28年9月9日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第1日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝 征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢動丸 壽 之 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 <small>まち・ひと・しごと創生課</small> 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 <small>農業委員会事務局</small> 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成28年9月9日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第35号～議案第48号)

午前9時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は平成28年第3回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番原田希君及び1番向井正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月16日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成28年第3回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り心から御礼申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総務課

人事関係では、「平成28年度前期上峰町職員採用試験」を実施しまして民間企業等職務経験者枠、土木枠、身体障害者枠の職種より5名の職員採用を行いました。

人事評価制度につきましては、10月1日導入に向けまして8月4日、5日に管理職を対象に「人事評価制度評価者研修」を行い、9月21日に職員全員を対象に「人事評価目標設定研修」を行ってまいります。

交通安全関係では、6月4日に鳥栖市で開催されました「こども自転車鳥栖三養基地区大会」に上峰小学校から1チーム（4名）が出場され、団体で8チームの中で5番目の成績でございました。

また、9月1日の小・中学校の新学期登校日に合わせまして9月1日から9月8日の間、町内5カ所で交通指導員の皆さんによる街頭指導が行われました。

防犯関係では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、ことしで66回目を迎えます「社会を明るくする運動メッセージ伝達式」が鳥栖市、三養基郡の各自治体で行われました。

防災関係では、陸上自衛隊九州補給処と上峰町を含む2市4町（鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）が、災害に際し、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施する基盤を構築するため、「災害時等における連携に関する協定」を6月13日に結びました。

4月14日に発生しました「平成28年熊本地震」による被災地支援のために5月2日より行っていました西原村への職員派遣につきましては、7月末をもって終了となりました。この間、派遣いたしました7名の職員の皆様には心より御礼申し上げます。

6月20日からの梅雨前線に伴う大雨により発令されました土砂災害警戒情報に対し、本町では6月22日に屋形原公民館が避難所として開設され、鳥越地区から1名の方が避難されました。

防災行政無線につきましては、現在設置中の屋外拡声子局25局の試験放送を8月初旬に問題なく行うことができました。また、宅内設置型の戸別受信機については、第一種防音区域

内の設置希望者世帯より9月から順次設置工事を行ってまいります。

7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙につきましては、本町における当日有権者数は7,648人（男3,586人、女4,062人）、投票者数4,592人（男2,177人、女2,415人）、投票率60.04%（男60.71%、女59.45%）でございました。なお、今回の選挙より公職選挙法改正で18歳以上が有権者となり、本町における18歳、19歳の投票率は55.67%で県内トップの投票率でございました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

鎮西山については、6月下旬の記録的な豪雨により、局所的にのり面の崩壊や道路の損壊が発生したため、一時、通行を制限しました。その後、土砂の撤去や道路損壊箇所の土のう設置などの仮復旧が完了したため、現在は、町のポータルサイトで注意を呼びかけた上で、通行制限を解除しています。今後は、本復旧に向けて、必要な工事等の対策が図られることとなっています。

また、同じく鎮西山について、現在封鎖している山頂のトイレや損傷している展望図の補修等を目的に、「佐賀県未来スイッチ交付金」の2次募集に申請を行ったところ、採択されました。今後、同交付金をもとに、鎮西山の環境整備が図られる予定です。

社会保障・税番号制度に対する対応としては、平成26年度よりシステムの改修を進めてきており、国民年金を除く全システムで団体内連携テストが終了し、制度に対応した運用・利用を行っているところです。

現在は、各地方公共団体の事務及び業務運用が正しく行えることを確認するための総合運用テストを実施しており、初期段階作業である情報提供テストを8月に終え、平成29年7月の情報連携開始に向け、安全管理措置を含め遺漏なきよう業務を遂行してまいります。

2. まち・ひと・しごと創生係

地方創生関係については、国の地方創生加速化交付金を活用して、「儲かる農業育成事業」及び「魅力発信拠点づくり事業」に取り組んでいますが、両事業とも、町内の関係者や外部の有識者等を集めたフォーラムを定期的に開催しており、農業を軸とした地域づくりや町の観光資源の発掘と情報発信のあり方などについて活発な意見交換や議論を行っているところです。こうした活動をもとに、今後、ITを活用した農業の担い手の育成や特産品の開発・販路開拓に具体的に取り組むとともに、鎮西山の活用による交流人口の増大などを図りたいと考えています。

ふるさと納税については、業務の業者委託による効率化により寄附者への訴求が功を奏し、引き続き、多くの方々に寄附をいただいています。今後も、町のPRや財源の確保のため、積極的にふるさと納税に取り組んでまいります。

財 政 課

施設管理関係では、7月25日に庁舎南駐車場、中の尾団地汚水処理場跡地、中の尾団地調整池（3カ所）、下津毛地区内町有地への除草剤散布を実施しました。

老朽化しております中の尾団地集会所の補修工事については、8月10日に現場説明会、19日に入札会を開催し発注を完了しております。

井手口住宅地区内公園の転落防止柵設置工事については、8月24日に現場説明会を開催し、31日に発注を完了しております。

また、財政課管理の公園について、遊具点検の結果に基づき、井手口地区、三上地区それぞれ2カ所、下坊所地区、坊所新村地区の各1カ所の公園の危険遊具修繕を6月15日に発注し、7月6日に完了しております。

予算・決算関係では、9月補正予算の要求期限を7月26日に設定し、その後、28日に財政担当査定、8月8日に町長査定を行い、今議会に上程しております。

決算統計事務に係る資料作成を6月上旬から取り組み、7月14日に市町支援課のヒアリングを受け、調査票の提出を終了しました。

また、平成27年度上峰町財政健全化判断比率の算定を行い、8月23日に監査委員の審査を受け、今議会で報告いたします。

財政運営面では、財務状況把握ヒアリングの資料作成を8月中旬より行い、9月1日に佐賀財務事務所のヒアリングを受け、今後の財政運営について協議を行いました。

普通交付税に係る事務については、4月より継続して算定作業を行ってきましたが、7月26日に平成28年度分の交付決定が行われました。

公会計整備委託業務では、6月14日、8月23日に受託業者と打ち合わせを行い、財務諸表の作成に向けて、随時、決算書等の必要書類の提供を行っております。

公共施設総合管理計画は、8月1日に発注を完了し、昨年度整備が終了しました。固定資産台帳をもとに計画策定に入っております。

住 民 課

1. 住民記録係

7月末現在の住基人口は9,539人、昨年の同時期と比較しますと51人の増、世帯数は3,481世帯で69世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、町内の7月末時点におけるマイナンバーカード申請件数は599件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着している数は577件、交付数は502件、保管数は75件となっております。

また、平成29年2月サービス開始予定の各種証明コンビニ交付サービス事業におきましては、契約関係も終わり、文字の確認作業及びサービス内容の設定作業に着手しているところです。

今後、ますます業務量は増加の一途をたどっていきますが、遺漏なきよう作業を進め、な

お一層の住民サービス向上に心がけてまいります。

2. 子育て支援係

特定教育施設利用者（1号認定）について、8月末現在、町外施設にて12名の支給認定を行っております。また、特定保育施設利用者（2・3号認定）については、ひよこ保育園かみみね117名、ひかり保育園76名、広域保育17園で56名、合計249名の支給認定を行っております。

次に、児童手当受給者は、毎年6月1日における現況の届け出を行うこととなっており、対象者693名について現況届の受け付け、審査を行いました。

子どもの医療費助成制度について、本年4月より対象を高校生まで拡大しました。今後も周知に努めてまいります。

3. 環境係

環境については、7月13日（水）・14日（木）の2日間にわたり大字別に環境美化推進員（区長）等の皆様とともに環境パトロールを実施しました。雑草・樹木の繁茂による環境悪化箇所及び不法投棄の多い箇所を重点に再点検を行いましたところ、目についた不法投棄は少ない状況でした。また、「上峰町清掃の日」におきましては、8月7日（日）の早朝より、各地区において多数の町民の皆様方の参加を得て清掃活動を実施していただきました。収集量は3.6トンで、空き缶、ペットボトル、容器くず、雑草等が主な状況でした。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及びがん検診を4月20日から24日までおたっしや館で実施し、370名（前年度371名）の方が受診されました。健診結果の説明を5月25日から29日までおたっしや館で行い、324名の方に説明を行いました。説明会に来られなかった方については連絡を行い、随時役場にて説明を行っています。

また、7月12日、13日に再度未受診者の方を対象におたっしや館で特定健診を実施し、142名（前年度71名）の方が受診されました。

今回受診されなかった方については、個別健診の受診を勧奨し、引き続き住民の健康についてサポートを行っていきたいと考えております。

なお、後期高齢者の方々についても集団健診を受診していただいております、68名（前年度88名）の方が受診されました。

今回の健診により特定保健指導の対象者は動機づけ支援が50名（前年度41名）、積極的支援が13名（前年度9名）おられました。

2. 保険年金係

国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療保険被保険者証及び限度額適用・標準負担額認定証の有効期限7月末の更新手続を滞りなく完了しました。

7月末の国民健康保険の被保険者数は1,878名（前年度同期1,927名）、1,093世帯（前年度同期1,105世帯）、後期高齢者医療被保険者数は1,099名（前年度同期1,093名）です。国民健康保険被保険者で40歳以上の特定健康診査を受けておられない方などを対象に人間ドックを希望される方の受け付けを8月から実施しており、8月24日までの申込者は2名です。

3. 福祉介護係

71年前の8月6日午前8時15分に広島、8月9日午前11時2分に長崎に原爆が投下された同時刻及び終戦記念日である8月15日に開催された全国戦没者追悼式に合わせ正午にそれぞれ1分間サイレンを吹鳴し、戦没者等に対し追悼の意をあらわしました。

9月18日に町民センターで開催する敬老会の折にお祝いする金婚者の申し込み受け付けを7月31日までとしておりましたが、15組の方々が申請されておられます。また、今年度町内在住の100歳以上の方は8月19日現在で3名おられ、最高齢者は102歳です。

今年度5月から高齢者向け給付金の支給実施を行っています。支給対象者804名に対し、770名が申請を行っております。また、低所得者に対し、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため臨時福祉給付金の支給（簡素な給付金）がありますが、高齢者向け給付金に引き続き対象者に通知文を送付するなど対応していきたいと考えております。

税 務 課

1. 課税係

28年度一般町税現年度分、7月末現在の調定状況について報告します。

全体の調定額は1,171,177千円で、対前年度同期比18,608千円の増となっております。

税目ごとでは、個人住民税が398,652千円で、対前年同期比12,391千円の増。交付金を含む固定資産税が688,619千円で、6,105千円の増。軽自動車税が28,244千円で、3,834千円の増となっております。

法人住民税は32,982千円で、対前年同期比3,031千円の減。たばこ税は22,375千円で、690千円の減。入湯税が305千円で、1千円の減といった状況です。

2. 収納係

6月から9月にかけては滞納繰り越し分を重点に徴収を行っております。

6月下旬には佐賀県滞納整理推進機構と連名で「給与」及び「年金」の差し押さえ予告通知を合わせて13件発送し、1カ月以内の納付を強く促しました。7月末現在、8件で反応があり、うち5件が完納、納税相談による分納が3件で、反応がなかった残り5件を含め、納税意識が低いと思われる滞納者について滞納処分を前提とした財産調査に着手しています。

なお、6月に機構に引き継いだ滞納案件（187件）については、本町の派遣職員が順次滞納折衝を行っており、徐々に成果が上がってきています。

今後も機構側と協力して滞納額の縮減を図ってまいります。

建 設 課

1. 建設係

まず県道関係ですが、県道神埼北茂安線の道路改良工事について、中村工区では中津隈へ上る町道中村東線からカントリー付近までの間の道路整備を計画しています。また、九丁分地区では町道坊所九丁分線との交差点付近一帯の道路整備を計画され、今月までに発注する予定です。

県道坊所城島線関係では、現在、八枚、江越地区の橋梁補修工事を発注されております。また、町民センターから加茂交差点までの歩道整備につきましては、来年度からの事業実施に向けて、用地買収に向けた準備及び地区関係者との折衝等が進められるようになっております。8月3日に開催した東部土木事務所との事業調整会議において、事業推進の連携強化を図ったところであります。

町の工事関係では、三上地区の舗装補修工事、大字江迎地区の交通安全施設（ガードパイプ設置）工事、鳥越地区の水路改修工事を発注しているところであります。委託関係では町道雑草等伐採業務を完了して、6月議会でお願ひした上米多地区水路の地質調査を発注しました。

災害関係では、去る6月22日の集中豪雨に伴い、切通川の一部越水も影響して、周辺地域の冠水被害と一部大字江迎地区を中心に冠水が発生して東部土木事務所へ状況等を報告し、また、河川改修の早期実現等を強く要望いたしました。さらに、今回は鎮西山登山道の崩落が4カ所、鳥越、屋形原地区内7カ所にのり面崩壊が発生しました。現地調査の結果、危険な状況のため災害復旧予算を今議会にお願いしているところであります。

また、その他の舗装関係や側溝改修につきましても工事設計業務に取りかかっており、今後、早目に工事発注していく計画であります。

2. 管理係

町営住宅関係では、入居者に収入申告書を提出してもらい、来年度の家賃算定基礎としました。また、連帯保証人の更新時期に伴い、確認作業を実施しました。西峰団地においては、団地南側樹木が繁茂し生活環境に影響が出ておりましたので、7月に伐採作業を実施しました。

農業集落排水事業においては、現在順調に稼働しておりますが、一方で既設処理場の機器関係、水槽部及び管路施設等において、老朽化による故障が発生しておりますので、適宜修繕、更新を行い、汚水処理に支障が生じないよう対応しております。

今後、機能強化（機器更新）を図っていかなければならない処理場もあり、関係機関と協議を持ち検討していく段階ではありますが、さらに効率的な施設の機能調整を図りながら、全処理施設の適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

産 業 課

経営所得安定対策について、9営農組合（構成員205名）及び54名が交付金の申請をされ

ました。この申請に基づき8月上旬に生産組合長の協力を得ながら作付状況の確認作業を実施しました。

「上峰町サマーフェスタ2016」が7月23日にイオン上峰店で開催されました。当日は、猛暑の中、キッズダンス、上峰太鼓、かちやいしよさこい、文化協会の会員様とたくさんのお出演者の御協力を得て、多くの町民の皆様に御来場いただきました。

6月22日の豪雨により鎮西山の林道が崩落をいたしました。幸いにも小規模ののり崩れでおさまり、今議会で災害復旧の補正予算をお願いし、早急な復旧を目指します。

第1回まちづくり実行委員会を7月7日に開催し、昨年度の事業報告、決算、平成28年度の事業計画、予算を審議していただきました。今年度で4回目の開催となる「かみちゃりグランプリ2016」を11月20日に開催することなどを決定し、それぞれの部会で大会に向け準備を始めています。

教 育 課

I C T教育の推進として、外国語活動で行う「オンライン英会話授業」について契約を締結いたしました。昨年度、小学6年生を対象に実施したオンライン英会話授業を小学5年生まで拡充し、初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めてまいります。中学校においてもオンライン放課後補充学習としてマンツーマンで行う「カミング学習」を継続してまいります。

中学1・3年生を対象に数学、または英語の補充学習を行います。さらに、文科省の補助を受けタブレット型パソコン100台を整備し、学習支援に活用してまいります。

学校給食では引き続き異物混入対策に取り組むとともに、毎月行います献立委員会において学校、P T A、調理業務責任者が意見や提案を行い、よりよい献立づくりに取り組んでいます。県から調査がありました副食における佐賀県産の食材利用率、いわゆる地産地消率は56.5%となり、昨年の県平均45.8%を上回ることができました。今後も食材納入業者と連携し、地産地消を初め、新鮮で安全・安心な食材の調達に努めてまいります。

小学校では6月28日、6年生全員による田植え体験を行いました。地元生産組合を初め、地域の皆様の御協力をいただきながら作成したことしの稲文字は、「上小笑顔あいさつ日本一」です。秋に浮かび上がる文字を今から楽しみにしています。

夏休みの留守家庭児童健全育成事業では小学1年生46人、2年生25人、3年生23人、4年生14人、5年生1人、合計109人の児童を受け入れました。9月からは放課後児童健全育成事業として、引き続き全学年を対象に子育て家庭を支援してまいります。

中学校では、三養基・神埼地区中学校総合体育大会が7月16日、17日の2日間にわたり管内各会場で開催されました。団体戦では男子バレーボールが優勝、個人では卓球女子、女子ソフトテニス、剣道女子の選手がそれぞれ入賞し、県大会への出場を決めました。県中体連では陸上競技において低学年100メートルハードルで優勝、準優勝、共通110メートルハード

ルで準優勝を果たしました。同じく男子バレーボールが準優勝、硬式テニス女子が団体3位の成績をおさめました。陸上競技、男子バレーボールは九州大会で熱戦を繰り広げるとともに、陸上の共通110メートルハードルの選手が全日本中学校陸上競技選手権大会へ出場を果たしました。

生涯学習課

1. 生涯学習係

7月29日から31日まで2泊3日、武雄市にある県立黒髪少年自然の家キャンプ場において、青少年育成サマーキャンプを小・中学生43名の参加により実施しました。今年度は4月16日の熊本地震による影響が心配されましたので、平成元年度より継続していた大分県立九重青少年の家キャンプ場から場所の変更を行いました。黒髪山登山を楽しみにしていましたが、早朝の降雨により中止を余儀なくされ、ウォークラリーに変更して、コマ図を見ながらコース途中にある課題に挑戦し、自然と親しみ、歴史・文化を学びました。キャンプファイアでは、神秘的かつ楽しい雰囲気の中で、自分を見詰め直す有意義な時間となりました。自然の中で「生きる力」を育むきっかけを見つけ、自主性と協調性を養いました。

放課後子どもプラン推進事業「子どもの広場」を6月から隔週の土曜日午前中に、町民センター及びすぱーく上峰の会場で「楽しい英会話」「3B体操」「みんなの和太鼓」「ゲートボール教室」に、今年度より「子どもハングル教室」「書道教室」「水墨画教室」「パステルアート」「自然観察」の合わせて9教室を開催しております。

また、夏休みには、竹でつくった水鉄砲遊びやそうめん流しが体験できる夏休み子ども教室「竹水鉄砲遊び・そうめん流し」を8月9日に開催し、20名の参加がありました。チャレンジ教室では夏のデザートづくりができる「夏のデザートをつくろう」を8月20日に開催し、12名の参加者があり、自分でつくったデザートをおいしく食べていました。

8月20日、小城市芦刈文化会館において第46回県子ども会連合会球技大会が開催されました。今年度からは、スーパーキックベースボールからドッジビーへ球技が変更になりました。本町からは下坊所子どもクラブが参加し、対戦相手は弥生が丘東区子ども会（鳥栖市）、三里A（小城市）で精いっぱい頑張り健闘いたしましたが、残念ながら決勝トーナメントへは進めませんでした。

2. 生涯スポーツ係

7月14日、町スポーツ少年団講習会を町民センター1階和室で開催し、指導者、保護者を含め32名の参加がありました。第1部「熱中症予防」講師に大塚製薬(株)ニュートラシューティカルズ事業部、佐々木浩一氏を招き、熱中症になるメカニズムや熱中症にならないための予防法、熱中症になってしまったときの対処法などの説明を受けました。第2部「自動体外式除細動器(AED)」講習の講師に鳥栖・三養基地区消防事務組合西消防署員鮫島氏、黒岩氏を招いて、講習用マネキンを使用した実技講習を受けました。特に心肺蘇生法やAED

の使用方法についてわかりやすく指導、説明を受けました。

7月21日から8月31日までの期間、町民プールを開館いたしました。ことしは晴天が続き、気温35度以上の猛暑日の中、例年になく多くの家族連れや子供たち等が利用し、元気な声がこだましました。

文化課

文化財関係では、まず、町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、これまでに11件の開発の届け出等があり、うち7件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

上坊所地区の認定こども園建設に伴う坊所城跡発掘調査受託事業につきましては、5月24日から8月7日まで、園舎建設部分を中心に約1,600平方メートルについて本調査を実施し、弥生時代、奈良・平安時代の住居跡や土壙、中世坊所城跡に関連した区画溝や建物跡、井戸跡などの遺構が検出され、各時代の土器、石器、陶磁器類等の遺物が出土しております。

また、同じく上坊所地区の分譲宅地造成工事に伴う檜寺遺跡発掘調査受託事業につきましては、8月5日付で発掘調査委託契約を締結、8月17日に調査費用の全額前納を確認、8月23日より現場の作業に着手しました。現在、10月末までの予定で1,000平方メートルの発掘調査を実施しております。

次に、八藤遺跡の太古木文化財保存地区の土地公有化（平成28年度 5,233平方メートル、2筆、地権者2名）につきましては、さきの6月定例議会の折に財産の取得について議決をいただき、その後、所有権移転登記手続、土地代金支払い事務を完了しております。

また、県のさが未来スイッチ交付金事業につきましては、7月7日付で県へ交付金交付申請を行いました。今後、町の補助事業として、米多浮立保存会により老松神社の改築記念事業として「子ども米多浮立」の奉納、案内説明モニュメントの設置等が予定されております。

図書館関係では、まず「雑誌のリサイクル」を6月25日より実施中です（除籍雑誌冊数517冊）。また、「図書のリサイクル」につきましては、小・中学校、学童保育、幼稚園・保育園、野菊の里などへ優先配布の後、10月末から図書館利用者へ一般配布の予定です。

次に、夏休み期間に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」につきましては、本年は6教室を開催し、申込者数101人、延べ154人の子供たちが参加しました。参加した子供たちは、工場見学やそば打ちなど、日ごろ体験できないようなことを見聞したり、実際に体験したりし、楽しいひとときを過ごすことができたようです。

8月26日には、図書館と小・中学校図書室との連携を目的に第19回町内図書館連絡協議会を開催し、小・中学校図書室担当の先生方と意見、情報の交換を行いました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成27年度上峰町財政健全化判断比率についての報告をお願いいたします。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうからは、先ほど申されましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定によりまして、平成27年度決算に基づく上峰町健全化判断比率につきまして御報告をいたします。

この法律につきましては、財政状況を見きわめる健全化判断指標ということで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を用いまして早期健全化基準並びに財政再生基準のほうが設定されまして、これらにより自治体財政への監視が強化をされているところでございます。

この4つの指標のうち1つでも早期健全化基準を超えるということになりますと、財政健全化団体として財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て財政の健全化に取り組まなければならないと規定をされておるところでございます。

また、この報告書作成に当たりましては、健全化法の規定のとおり、8月23日に4つの指標の算定の基礎となる事項を記載した書類、こちらのほうを西原監査委員、吉田監査委員、両名の審査に付しまして、同日付で両監査委員のほうから平成27年度財政健全化判断比率審査意見書をいただいております。

この意見書につきましては、報告書の最後のほうに添付をしておりますので、後ほど御参照のほうをよろしくをお願いいたします。

それでは、議案とともに送付をいたしております平成27年度決算に基づく健全化判断比率報告書をごらんいただきたいと思っております。

ページ数につきましては紙面の下部中央のほうにつけております。

初めに、今回算定をいたしました各比率につきましての説明からさせていただきたいと思っております。

1 ページのほうは総括表となっておりますので、まず、2 ページの上段、(2)実質赤字比率をごらんいただきたいと思っております。

実質赤字比率、これにつきましては一般会計及び土地取得特別会計を対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。一般会計及び土地取得特別会計につきましては、平成27年度決算上では赤字はありませんので、該当はしないということになっております。

続きまして、すぐ下の(3)連結実質赤字比率、こちらのほうをごらんください。

連結実質赤字比率、こちらにつきましては一般会計及び土地取得特別会計と国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、こちらまで合わせたものでございます。これにつきましても、平成27年度決算におきましては赤字及び資金不足がございませんので、該当はしないところでございます。

次のページ、3ページのほうの上段、(4)実質公債費比率、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

実質公債費比率につきましては15.4%ということになっておりまして、前年度より1.9%の減となっております。これは普通会計と公営事業会計のほか、一部事務組合、広域連合まで含めましたところでの公債費の標準財政規模に対する比率をあらわした数値ということになります。なおかつ3カ年の平均値ということでの表示でございます。

参考でございますが、平成27年度単年度の比率につきましては14%ということになっております。

なお、実質公債費比率が18%以上ということになりますと、地方債の発行に国の承認、県の許可のほうが必要になってまいります。

続きまして、すぐ下のほうの(5)将来負担比率のほうをごらんいただきたいと思っております。

将来負担比率につきましては、先ほどの会計にさらに公社までを含めたものになるわけでございます。普通会計と公営事業会計、それに一部事務組合、広域連合に三養基西部土地開発公社、こちらまでを含めた会計となっております。

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしたものであるということで、今年度につきましては、ふるさと納税によりますふるさと寄附金基金、こちらのほうが将来負担額より控除が可能ということで、算出基礎となる数値がマイナスということになりまして、平成27年度につきましては該当しないところでございます。参考までに、昨年までは37.2%でございました。

なお、早期健全化基準、財政再生基準及び各種比率の概要につきましては、先ほどの1ページの総括表、こちらのほうにお示しをしておりますので、後ほどお目通しのほうをいただければと思っております。

以上で平成27年度決算に基づきます上峰町財政健全化判断比率につきましてはの報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第35号 上峰町犯罪被害者等支援条例。

この条例は犯罪被害者等基本法に基づき、上峰町における犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものです。

平成28年9月9日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第36号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

平成28年7月1日に児童扶養手当法施行令が改正されたことに伴い、引用条例文を改めるものです。

平成28年9月9日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第37号

平成28年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度上峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,825,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第38号

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,074,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第39号

平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成28年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第40号

平成28年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)

平成28年度上峰町の土地取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第41号

平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

平成28年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第42号

平成27年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成28年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第43号

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成28年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第44号

平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成28年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第45号

平成27年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成28年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第46号

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成28年 9 月 9 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第47号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2495番地77

氏 名 時津 昌昭

生年月日 昭和16年 9 月 8 日

平成28年 9 月 9 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第48号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田13番地

氏 名 馬場 紘彦

生年月日 昭和14年 4 月 22 日

平成28年 9 月 9 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、14議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より14議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆さんおはようございます。私のほうからは議案第35号 上峰町犯罪被害者等支援条例の補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、犯罪被害者等基本法における地方公共団体の役割ということで、今議会に上程するものでございます。

提出しております議案第35号 上峰町犯罪被害者等支援条例を御参照願いたいと思います。

まず、第1条に、犯罪被害者等基本法に基づき、上峰町における犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定め、支援のための施策の推進、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として第1条を掲げております。

第2条につきましては、その定義を掲げておるところでございます。

第3条につきましては、第1条の目的を達成するための犯罪被害者等を支援する施策を講ずる町の責務、また、第4条には犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう十分配慮する町民等の責務になっており、第3条、第4条とも関係機関等と連携し協力する内容になっております。

第5条につきましては、相談及び情報の提供、第6条につきましては、犯罪被害者等見舞金の支給ということで、次のページをお願いいたします。

遺族見舞金として300千円、傷害見舞金として100千円の額を決めております。この金額につきましては、さきに条例化されております嬉野市、みやき町、また、今9月議会に上程を予想されます他の地方公共団体に合わせているところでございます。

第7条は、町が犯罪被害者等に対する町民等への理解を深めるための広報、啓発に努める条項になっております。

第8条につきましては、犯罪被害者等の支援を行わないことができる条項といたしまして、別途添付しております規則を御参照願いたいと思います。

その規則の第11条でございます。支給の決定の取り消し等による場合が規定されているところでございます。また、この中には、申請がありました案件につきまして警察のほうへ調査、照会を行い、該当する案件の中の確認を行って、該当しない案件であれば支援を行わないこともできるようになっております。

また、先ほど第6条の犯罪被害者等の見舞金の支給額につきましては、この定例議会での補正予算として計上しておりますので、あわせまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案第35号 上峰町犯罪被害者等支援条例の補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。そしたら、私のほうからは議案第36号につきまして補足説明させていただきます。

それでは、議案第36号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をお手元に御準備をお願いいたします。

このことに関しましては、ひとり親家庭医療費の対象が児童扶養手当受給対象者となっていることを反映する、国の改正を反映するものとなっております。

このほど児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成28年法律第37号）の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第56号）が交付をされ、8月1日から施行ということになっております。

改正政令の内容といたしましては、受給資格者の所得制限が一定の限度額以上になりますと、支給額の一部ないし全部を支給しないこととなっており、その要件につきましては、ひとり親家庭医療費助成の対象者と同様の取り扱いとなっております。このほどの政令改正では、制限所得の限度額区分を細分化されたことを受けまして、政令に基づく町の条例の一部改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の右欄、現行の下段になりますけど、現行条例第4条第3号のイの中の下線部分でございます。「政令第2条の4第4項」を、左欄でございます改正後「政令第2条の4第7項」へと改めます。

次に、その下の段でございます。現行の同条同号のウの下線部分でございますが、「政令第2条の4第5項」を、左欄でございます改正後でございますが、「政令第2条の4第8項」へと改めるものでございます。

以上で議案第36号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○財政課長（高島浩介君）

私のほうからは議案第37号、議案第40号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第37号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正の総額ですが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正のほうをお願

いたします。

まず、歳入のほうでございます。

款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出補正。

歳入、款の9. 地方交付税、補正額39,882千円、計の939,882千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額909千円、計の70,605千円。

款の13. 国庫支出金、補正額6,879千円、計627,940千円。

款の15. 県支出金、補正額3,909千円、計404,664千円。

款の18. 繰入金、マイナス13,476千円、計2,597,632千円。

款の19. 繰越金、補正額69,232千円、計の119,232千円。

款の20. 諸収入、補正額19,636千円、計66,515千円。

款の21. 町債、補正額104,936千円、計257,936千円。

次のページに移ります。

歳入合計、補正額231,907千円、計8,825,798千円。

4ページのほうに参りまして、歳出のほうをお願いいたします。

歳出、款の2. 総務費、補正額68,546千円、計4,487,591千円。

款の3. 民生費、補正額14,199千円、計1,573,255千円。

款の4. 衛生費、補正額4,747千円、計610,119千円。

款の6. 農林水産業費、補正額2,891千円、計379,123千円。

款の8. 土木費、補正額12,214千円、計266,843千円。

款の9. 消防費、補正額2,500千円、計の334,359千円。

次のページに入りまして、款の10. 教育費、補正額16,500千円、計の506,178千円。

款の11. 災害復旧費、補正額19,900千円、計の19,924千円。

款の12. 公債費、補正額90,410千円、計の529,469千円。

歳出合計、補正額231,907千円、計の8,825,798千円。

次に、6ページのほうをお願いいたします。

第2表の地方債補正の1、追加のほうでございます。

起債の目的としましては繰上償還に伴う借換債で、限度額90,409千円、起債の方法としましては普通貸借または証券発行でございます。

次に、2、変更のほうでございます。こちらにつきましては変更点のみ御報告をさせていただきます。

起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額153,000千円、補正後の限度額167,527千円でございます。

それでは、主な補正内容につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらのほうの3ページをお願いいたします。

まず、2の歳入のほうでございます。

款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税39,882千円、今年度の普通交付税のほうが819,882千円で交付決定を受けたものでございます。

1枚めくりまして、4ページのほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の5. 民生費国庫補助金、節の1. 社会福祉費補助金、右側説明欄上段のほうで臨時福祉給付金事業費補助金4,500千円、この補助金につきましては低所得者を対象に給付を行うというものでございますが、6月で所得のほうが確定し、対象者の把握ができたことによるものでございます。こちらに伴います歳出につきましては後ほど御説明をいたします。

次に、5ページをお願いいたします。

一番下の欄のほうになりますが、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金、マイナスの20,789千円、こちらにつきましては、本年度の当初予算以降、前回の補正予算（第2号）までに財政調整基金のほうを193,544千円取り崩しておりましたが、平成27年度決算により繰越金によりまして、こちらのほうを減少させてまいるものでございます。これによりまして基金の繰入額は172,575千円となっております。

6ページをお願いいたします。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金6,030千円、こちらはふるさと納税関係の委託料等の経費に充てるものでございます。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

その下のほうの欄になりますが、款の19. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金69,232千円、平成27年度の決算に伴いまして繰越金のほうが119,232千円に確定したことによる繰越金となっております。

7ページをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費5,500千円、こちらは宅地開発に伴う発掘調査の開発や負担分の納入ということでございます。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

その下のほうで、款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入、右側説明欄2段目の前年度介護保険負担金精算金7,010千円、平成27年度の介護保険負担金の確定によるものでございます。

その下のほうになりますが、予防接種賠償責任保険金7,008千円、こちらにつきましては

予防接種被害に対します町村会の加入保険からの支払い分ということでございます。

款の21. 町債、項の1. 町債、目の1. 総務債、節の3. 繰上償還に伴う借換債90,409千円、金利の見直しによります低金利への借りかえを行っておるものでございます。こちらにつきましても歳出のほうを後ほど御説明いたします。

8ページのほうをお願いいたします。

款の21. 町債、項の1. 町債、目の9. 臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債14,527千円、今年度の臨時財政対策債の発行額が国のほうより167,527千円に決定したという通知によるものでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

9ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の13. 委託料でタウンプロモーション業務委託料、マイナス10,000千円、その下の欄になりますが、節の19. 負担金、補助及び交付金、右側説明欄の下段になりますが、地域づくり補助金10,000千円、こちらにつきましましては業務内容の変更によりまして委託料から補助金へ一部予算を組み替えるというものでございます。

その下のほうになります。目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金59,617千円、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました繰越金につきまして、地方財政法第7条の規定によりまして財政調整基金のほうに積み立てるものでございます。この積み立てによりまして基金の積立額は533,223千円となっております。

その下の欄でございます。目の10. ふるさと納税費、節の13. 委託料で年賀状発送業務委託料5,030千円、先ほど歳入のほうで御説明をいたしましたふるさと寄附金基金の繰入金によりまして、納税者の皆様に年賀状を発送するというものでございます。

1枚めぐりまして、11ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の3. 老人福祉費、節の20. 扶助費、老人保護措置費3,400千円、老人ホームへの新規入所者が2名増加したということでございます。

下のほうに行きまして、目の6. 臨時福祉給付金事業費、節の19. 負担金、補助及び交付金、こちらのほうで臨時福祉給付金4,500千円、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました国庫補助金を全額、対象者のほうへ給付をするというものでございます。

ちょっとページは飛びますが、14ページのほうをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金、農業集落排水特別会計繰出金3,142千円、こちらにつきましましては今回の農業集落排水特別会計の補正に伴う繰出金となっております。

15ページのほうをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の13. 委託料、調査

設計業務委託料7,500千円、町道改修に伴います社会資本整備交付金、こちらのほうの申請のための設計業務委託ということになっております。

下のほうに行きまして、項の5.住宅費、目の1.住宅管理費、節の11.需用費で修繕料(米多団地等)ということですが、3,700千円、米多団地のエレベーター修繕等の町営住宅関係の修繕料ということでございます。

次の16ページのほうをお願いいたします。

款の10.教育費、項の1.教育総務費、目の6.施設整備費、節の15.工事請負費、こちらのほうで体育館屋根防水改修工事3,075千円、屋根防水改修工事5,834千円、これらにつきましては中学校の体育館と中学校事務室屋根の雨漏りによる防水工事ということです。

17ページのほうをお願いいたします。

款の10.教育費、項の5.社会教育費、目の6.町内遺跡発掘調査事業費、節の7.賃金、作業員賃金4,444千円、歳入のほうで御説明いたしました開発に伴う文化財発掘調査の受託事業によるものでございます。

18ページのほうをお願いいたします。

下の欄になりますが、款の11.災害復旧費、項の1.農林水産施設災害復旧費、目の1.農林施設災害復旧費、節の15.工事請負費で農林施設災害復旧工事10,200千円、続きまして、次の19ページのほうになりますが、款の11.災害復旧費、項の2.公共土木施設災害復旧費、目の1.公共施設災害復旧費、節の15.工事請負費で公共土木施設災害復旧工事9,700千円、これらにつきましては先般からの熊本地震及びその後の豪雨被害によります林道、水路等の復旧工事費ということでございます。

下のほうに行きまして、款の12.公債費、項の1.公債費、目の1.元金、節の23.償還金、利子及び割引料で借換に伴う繰上償還90,410千円、歳入のほうで御説明をいたしました金利見直しによる借りかえの繰り上げ償還となっております。

以上で議案第37号の補足説明のほうを終わります。

続きまして、議案第40号 平成28年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)につきましての補足説明のほうをいたします。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正の総額でございますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。

款の3.繰越金、補正額1,647千円、計1,648千円。

歳入合計、補正額1,647千円、計1,661千円。

次の3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

歳出、款の2.予備費、補正額1,647千円、計1,648千円。

歳出合計、補正額1,647千円、計1,661千円。

今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴います繰越金のほうを歳入として受けまして、全額を予備費のほうに歳出として計上いたしております。

以上で議案第40号の補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。補足説明の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前11時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、補足説明を再開いたします。

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第38号及び議案第39号の補足説明をさせていただきます。

議案第38号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から補足説明をさせていただきます。

まずは、お手元の議案第38号を御参照ください。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款4. 国庫支出金、補正額8,344千円、合計186,847千円。

款11. 繰越金、補正額13,536千円、合計23,536千円。

歳入合計、補正額21,880千円、合計1,074,152千円となります。

下段、3ページのほうをごらんください。

歳出、款8. 保健事業費、補正額371千円、合計100,277千円。

款11. 諸支出金、補正額2,890千円、合計4,093千円。

款12. 予備費、補正額18,619千円、合計29,485千円。

歳出合計、補正額21,880千円、合計1,074,152千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、款4. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金における補正になります。一般療養給付費等負担金過年度分の精算交付金として計上させていただきます。

款11. 繰越金、項1. 繰越金、目2. その他繰越金における補正になりますが、前年度国保特会運営におけます精算分として繰越金を計上しております。

歳出のほうですが、4ページをごらんください。

款8. 保健事業費、項2. 保健事業費、目2. 疾病予防費、節12. 役務費、補正額9千円となります。これは健診の未受診者及び2次健診への勧奨通知の郵送料相当分としております。

また、同目の節13. 委託料は特定健診の2次健診委託料として362千円を計上し、同目として合計371千円を計上しているところがございます。

款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目2. 償還金、節23. 償還金、利子及び割引料ですが、過年度退職被保険者等療養給付費交付金返納金として2,202千円及び過年度特定健康診査等負担金返納金として128千円、これは国庫、県費の合計になりますけれども、これを計上し、同目として2,330千円を計上しております。

下段になりますが、同款の項2. 繰出金、目1. 一般会計繰出金、節28. 繰出金ですが、一般会計繰入金過年度分返還金560千円となります。これは出産育児一時金の前年度精算額として一般会計補正予算に繰り入れるものです。

5ページをごらんください。

款12. 予備費、項1. 予備費、目1. 予備費ですが、予備費への追加は歳出総額に対応する歳入財源の超過額18,619千円を追加し、不測の事態への対応を図りたいと、こういう考えで予備費に充てているものです。

続きまして、議案第39号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これの補足説明をさせていただきます。

お手元の議案第39号を御参照ください。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款1. 後期高齢者医療保険料、補正額87千円の減額、合計69,476千円。

款4. 繰越金、補正額801千円、合計802千円。

歳入合計、補正額714千円、合計96,059千円となります。

下段、3ページをごらんください。

歳出、款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額10千円の減額、合計93,499千円。

款4. 諸支出金、補正額724千円、合計756千円。

歳出合計、補正額714千円、合計96,059千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明を行います。

説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料及び目2. 普通徴収保険料における補正となります。特別徴収保険料67千円の減額、普通徴収保険料20千円の減額となりますが、両者とも平成28年度保険料本算定の額が定まりましたので、それによる補正としているところでございます。

款4. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金につきましては、平成27年度出納閉鎖期間中の納付保険料及び27年度事務費の精算額を繰越金として処理しているところでございます。

歳出のほうですが、4ページをごらんください。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節19. 負担金、補助及び交付金ですが、歳入でも申し上げたとおり、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の本算定がなされたことを踏まえ、後期高齢者医療広域連合へ納付する金額に変更が生じることから、減額10千円の補正を行うものです。

また、款4. 諸支出金、項2. 繰出金、目1. 一般会計繰出金につきましては、平成27年度事務費精算金として724千円を一般会計に繰り出すものです。

以上、議案第38号及び議案第39号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

私のほうから議案第41号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額を説明いたします。

第1表、まず歳入ですが、左から款、補正額、計の順に読み上げて説明いたします。

款の5. 繰入金、補正額3,142千円、計の249,220千円。

款の6. 繰越金、補正額12,796千円、計の12,797千円。

款の8. 町債、補正額、マイナスの6,600千円、計の126,000千円。

歳入合計です。補正額9,338千円、計の529,800千円でございます。

続いて、下段の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1. 総務費、補正額9,338千円、計の151,138千円。

款の3. 公債費、補正額ゼロ、計の378,162千円。

歳出合計、補正額9,338千円、計の529,800千円でございます。

めくっていただきまして、4ページです。

第2表 地方債補正でございます。

今回、変更といたしまして、起債の目的は資本費平準化債であります。補正前の限度額が132,600千円でしたが、これを変更いたしまして補正後で126,000千円を予定しております。6,600千円の減額の変更でございますが、起債の方法、利率、その他の償還の方法につきましては変更ございませんが、今回の補正は国の資本費平準化債の算定方法の変更によりまして、その通知に伴いまして今回減額をするものでございます。

下段のほうでございますが、平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）に関する説明書でございますが、1つめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページです。2、歳入の部であります。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金の3,142千円です。この件につきましては、資本費平準化債の減額分の6,600千円分がありますがけれども、これを予定しておりましたが、平成26年度と27年度の繰入金の精算といたしまして、町のほうに戻入金、返す分が3,458千円ございました関係で、その分の差額金として今回3,142千円を計上しておるところでございます。

続きまして、款の6. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金でございます。12,796千円、これは平成27年度決算の繰越金が確定したところに伴います計上の分でございます。

続きまして、款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の3. 資本費平準化債でございます。マイナスの6,600千円でございますが、この件につきましても、先ほど補正予算のところの説明したとおり、国の算定方法の変更を受けまして、今回6,600千円の減額で、今年度は126,000千円での申請を予定している分でございます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、3の歳出です。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費の節の11. 需用費で、修繕料といたしまして施設内の機械器具で9,338千円を予定しておりますが、農業集落排水につきましては、8,068千円の当初予算で計上させていただきました。昨今の機器等の修繕等がかさみまして、今現在の予算残が約850千円ほどしか残っていない関係でもございますし、また、繰越金の発生につきましては管理費、運営費の中で一番必要な予算ということで、今回、修繕料ということで、今後の修繕を計画している分が切通処理区の中継ポンプの修繕及び場内マンホールポンプ等の取りかえ、それからまた江迎処理場では発電機の修繕、それから前

牟田処理場では処理場の屋根の修繕、三上処理場につきましては汚泥引き抜きポンプの修繕、制御盤等の修繕、改良ということで、予定している分が6,500千円ほどを計画しております。そのほかに今後発生する分に備える分として2,838千円ということで、今回の9,338千円をお願いしております。

最後に、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、それから節はございません。今回は財源の変更ということで補正額はございませんが、先ほどの地方債の減額に伴いまして、一般会計繰入金からの分、それから特会の中での一般財源ということで3,458千円ということでの財源変更でございます。

以上でございます。今回の補正予算につきましては、よろしく御審議いただきまして、補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○会計管理者（岡 義行君）

私のほうから議案第42号 平成27年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第46号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案につきまして、決算書を用いまして補足説明をさせていただきます。

お手元の決算書をごらんいただきたいと思います。

ページ数を申し上げます。6ページと7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入からでございますが、表の一番下の歳入合計、左の予算現額の箇所から読み上げさせていただきます。

予算現額8,042,294千円、調定額7,427,682,887円、収入済額7,273,777,328円、不納欠損額1,372,071円、収入未済額152,533,488円、予算現額と収入済額との比較△768,516,672円でございます。

続きまして、2ページ飛びまして10ページから11ページをお開きください。

歳出の合計でございます。

予算現額8,042,294千円、支出済額7,129,811,620円、翌年度繰越額116,978千円、不用額795,504,380円、予算現額と支出済額との比較912,482,380円でございます。

表の下段のところの歳入歳出差引残額をお書きしておりますけれども、143,965,708円となっております。そのうち翌年度繰越額が24,733千円となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

192ページ、193ページをお願いいたします。

歳入の合計でございますが、予算現額1,146,974千円、調定額1,182,529,586円、収入済額1,132,243,992円、不納欠損額4,151,500円、収入未済額46,134,094円、予算現額と収入済額との比較△14,730,008円でございます。

続きまして、歳出でございます。

2ページ飛びまして、196ページと197ページをお願いいたします。

歳出の合計、予算現額1,146,974千円、支出済額1,108,707,283円、翌年度繰越額はございません。不用額38,266,717円、予算現額と支出済額との比較38,266,717円でございます。

歳入歳出差引残額は23,536,709円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

234ページ、235ページをお願いいたします。

歳入合計、予算現額94,592千円、調定額93,330,871円、収入済額93,330,871円、不納欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較△1,261,129円でございます。

続きまして、歳出でございます。

236ページ、237ページをお願いいたします。

歳出の合計、予算現額94,592千円、支出済額92,528,233円、翌年度繰越額はございません。不用額2,063,767円、予算現額と支出済額との比較2,063,767円でございます。

歳入歳出差引残額802,638円となっております。

次に、土地取得特別会計でございます。

252ページ、253ページをお願いいたします。

歳入の合計、予算現額1,629千円、調定額1,648,280円、収入済額1,648,280円、不納欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較19,280円でございます。

続きまして、歳出でございます。

254ページ、255ページをお願いいたします。

歳出の合計は、予算現額1,629千円、支出済額と翌年度繰越額はございません。不用額1,629千円、予算現額と支出済額との比較1,629千円でございます。

歳入歳出差引残額は1,648,280円となっております。

最後に、農業集落排水特別会計でございます。

266ページ、267ページをお願いいたします。

歳入の合計、予算現額688,520千円、調定額695,538,898円、収入済額692,536,041円、不納欠損額はありませぬ。収入未済額3,002,857円、予算現額と収入済額との比較4,016,041円でございます。

続きまして、歳出でございます。

268ページ、269ページをお願いいたします。

歳出合計、予算現額688,520千円、支出済額679,738,099円、翌年度繰越額はございません。不用額8,781,901円、予算現額と支出済額との比較8,781,901円でございます。

歳入歳出差引残額12,797,942円となっております。

それでは、以上をもちまして補足説明とさせていただきます。

なお、各会計の事項別明細等につきましては、お手元の歳入歳出決算書を御一読いただきたいと存じます。

それでは、決算認定のほどをよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時25分 散会